

●都道府県職業能力開発計画策定根拠法について

1 計画策定の根拠【職業能力開発促進法第7条第1項】

(都道府県職業能力開発計画等)

第7条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

→ 国の「第11次職業能力開発基本計画」に基づき、  
「第11次宮城県職業能力開発計画」を策定するもの

2 計画に定める事項【職業能力開発促進法第7条第2項】

(都道府県職業能力開発計画等)

2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

(職業能力開発基本計画)

第5条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。

2 職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- 二 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- 三 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

→ 資料 2-2 第11次宮城県職業能力開発計画の基本的方向性について（案）  
一：「本県を取り巻く社会経済情勢の状況」  
二：「基本的方向性」  
三：「施策」

3 諮問の根拠【職業能力開発促進法第7条第3項】

(都道府県職業能力開発計画等)

3 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。